

Info 事業を営む方へのお願い

◆給与支払報告書の提出

事業主の方は、従業員や雇い人（家族などの青色事業専従者を含む）に対し、給与、賃金、賞与などを支払った場合、支払いを受ける方ごとに、前年中の支払額などを記載した給与支払報告書を、その支払いを受ける方の1月1日の住所がある市町村へ、提出する必要があります。

事業主の方で、正規社員、パート、アルバイト、日雇い、退職者などがおられる場合は、個人・法人を問わず、提出してください。

▼提出期限 2月1日（月）必着

▼提出方法 持参、郵送またはeLTAX（エルタックス）インターネットを利用した提出方法 <http://www.eltax.jp/> のいずれか

◆個人住民税の特別徴収

愛知県と県内すべての市町村では、個人住民税の特別徴収（給与天引き）の適正実施に取り組んでいます。現在、従業員の個人住民税が普通徴収となっている事業所については、令和3年度分以降、特別徴収への切り替えをお願いします。

特別徴収とは

給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から住民税を徴収し、納入していただく制度です。法令の規定により、給与を支払う事

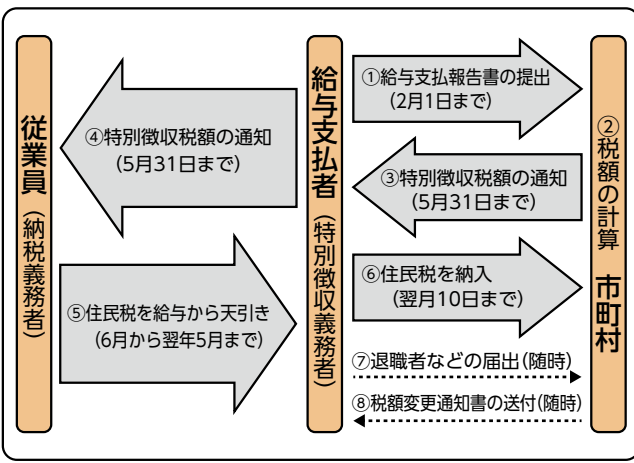
業主は、原則として個人住民税を特別徴収していただくことになっていきます。特別徴収の対象となる方

前年中に給与の支払いを受け、かつ当年の4月1日に給与の支払いを受けているすべての従業員（パート、アルバイトを含む）。

特別徴収の対象とならない方

- ・退職者（退職予定者を含む）
- ・2つ以上の事業所から給与の支払いを受け、他の事業所で特別徴収が行われている方
- ・給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収できない方
- ・給与が毎月支給されていない方

特別徴収のしくみ



▼問合せ 税務課課税係 ☎28・2434

Info 要介護認定者の所得控除

要介護認定を受けている方は、確定申告により次の所得控除を受けることができます。

▼障害者控除

所得税の申告などで障害者控除を受けられる場合には、「障害者控除対象者認定書」が必要です。

令和2年12月31日を基準日として、65歳以上で要介護認定を受けている方に、町から1月下旬頃に認定書を送付します。なお、基準日前に亡くなられた方についても、対象となる場合がありますので、お問い合わせの上、役場1階3番窓口保険課で申請してください。

▼おむつ代に係る医療費控除

要介護認定を受けている方が次の書類を添付するか提示することにより、おむつ代に係る費用の医療費控除を受けることができます。

▼初めて控除を受ける場合

- ① 医師が発行するおむつ使用証明書
- ※役場1階3番窓口保険課で用紙を配布します。

② おむつ代の領収書

▼2年目以降の場合

- ① おむつ使用確認書
- ※要介護認定申請時の介護保険主治医意見書で「寝たきり状態にあること」、「尿失禁の発生の可能性があること」が確認できる方に交付します。役場1階3番窓口保険課へ申請してください。

▼問合せ 保険課高齢者・介護係 ☎28・0100

Info 就学通知を送付

入学する小学校を指定した「就学通知書」を1月下旬に送付します。届かないときは、学校教育課学校教育係へご連絡ください。外国籍で入学を希望し、教育委員会に申請していない方や、転出・転居予定の方はご連絡ください。

▼対象 平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ

▼問合せ 学校教育課学校教育係

☎28・2211

1/22 家庭教育講演会

愛知県公立学校講師の塚本まゆ氏による講演会を開催します。参加は無料です。事前に生涯学習課までお申し込みください。

▼とき 1月22日（金）午後2時～

（開場は30分前）

▼ところ 社会教育センター 3階

視聴覚室

▼演題 小学校のプログラミング教育

必修化ってなに？家庭でできること

プログラミング授業体験をしながら考える

▼定員 30名

▼対象 高校生以下のお子様の保護者

▼申込締切 1月15日（金）

▼申込み・問合せ 生涯学習課生涯学習係 ☎28・0396